

○宮崎大学医学部附属病院栄養管理部規程

〔平成19年 9月19日
制 定〕

改正 平成20年 3月19日 平成28年 3月 9日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院栄養管理部（以下「栄養管理部」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 栄養管理部は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 入院食事療養の管理に関する事。
- (2) 食品衛生、安全管理に関する事。
- (3) 患者の栄養指導に関する事。
- (4) 研修生、実習生等の教育に関する事。
- (5) 臨床栄養及び食品に関する調査・研究に関する事。
- (6) 各部門との連絡調整に関する事。
- (7) その他栄養管理に関する事。

(栄養管理部長及び栄養管理部副部長)

第3条 栄養管理部長及び栄養管理部副部長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 栄養管理部に病院規程第9条第2項に規定するもののほか、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 主任栄養士
- (2) 栄養士
- (3) 調理師長
- (4) 副調理師長
- (5) 主任調理師
- (6) 調理師
- (7) その他の職員

(運営委員会)

第5条 栄養管理部に、栄養管理部の運営に関する事項を審議するため、栄養管理部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、栄養管理部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 9月19日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される栄養管理部長は、廃止前の宮崎大学医学部附属病院給食委員会規程第5条第1項に規定する委員長が引き継ぐものとし、その任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成20年 3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。